

三次市教育委員会議案第67号

三次市生涯学習センター設置及び管理条例規則を制定する規則案を次のように提出する。

平成27年3月26日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市生涯学習センター設置及び管理条例規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、三次市生涯学習センター設置及び管理条例（平成16年三次市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の申請）

第2条 条例第7条の規定により生涯学習センターの利用の許可を受けようとする者は、その利用区分に従い、生涯学習センター利用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、必要と認める書類を添付させることができる。

（利用の許可）

第3条 教育委員会は、生涯学習センターの利用を許可したときは、使用料の納付後、生涯学習センター利用許可書（様式第2号）を交付する。

2 生涯学習センターの利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が生涯学習センターを利用する際は、必ず前項の許可書を携帯し、係員にこれを提示しなければならない。

(利用の変更申請及び許可書の交付等)

第4条 利用者が許可された事項を変更しようとするときは、生涯学習センター利用変更申請書(様式第3号)に前条第1項の利用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、利用変更を許可したときは、生涯学習センター利用変更許可書(様式第4号)を交付する。

(利用許可申請の受付期間)

第5条 利用許可の申請は、利用期日の2月前から受け付ける。ただし、特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

2 利用許可の申請は、午前8時30分から午後5時までにしなければならない。

(使用料の減免の申請)

第6条 条例第13条第1項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、利用許可申請の際に、生涯学習センター利用許可申請書(様式第1号)の使用料減免申請欄に必要事項を記入のうえ、市長へ提出しなければならない。

2 市長は、減免を認定したときは、生涯学習センター利用許可書(様式第2号)により利用者に通知する。

(使用料の還付)

第7条 使用料の還付を受けようとする者は、生涯学習センター使用料還付申請書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けないで設備を付加し、その原状を変更し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。
- (3) 利用の許可を受けた生涯学習センターの施設又は設備以外のものは利用しないこと。
- (4) 許可なく壁、柱等に、はり紙、くぎ打等をしないこと。
- (5) 入場者又は会合者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (6) 条例第8条各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒み、又は退場を

命ずること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示する事項を守ること。

(利用簿の記載)

第9条 利用者は、利用終了後、生涯学習センター施設等利用簿（様式第6号）に所定の事項を記載しなければならない。

(指定管理者が管理する場合の読替え)

第10条 指定管理者に条例第18条の業務を行わせる場合における第2条から第4条まで、第6条、第7条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第2条中「生涯学習センター利用許可申請書（様式第1号）」とあるのは「指定管理者が定める申請書」と、第3条第1項中「生涯学習センター利用許可書（様式第2号）」とあるのは「指定管理者が定める許可書」と、第4条第1項中「生涯学習センター利用変更申請書（様式第3号）」とあるのは「指定管理者が定める変更申請書」と、同条第2項中「生涯学習センター利用変更許可書（様式第4号）」とあるのは「指定管理者が定める変更許可書」と、第6条第1項中「生涯学習センター利用許可申請書（様式第1号）の使用料減免申請欄」とあるのは「指定管理者が定める減免申請書」と、同条第2項中「生涯学習センター利用許可書（様式第2号）」とあるのは「指定管理者が定める許可書」と、第7条中「生涯学習センター使用料還付申請書（様式第5号）」とあるのは「指定管理者が定める還付申請書」と、前条中「生涯学習センター施設等利用簿（様式第6号）」とあるのは「指定管理者が定めるもの」とする。

(その他)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条, 第6条関係)

生涯学習センター利用許可申請書 第 号 年 月 日						
三次市教育委員会教育長 様 次のとおり三次市 生涯学習センターの施設を利用したいので許可くださ るよう申請します。						
申 請 者	住 所(所在地)			利 用 責 任 者	住 所	
	団 体 名				名 前	
	名 前(代表者)				連絡先 電 話	
	電 話 番 号					
利 用 目 的 (行事名等)						
利 用 期 間		年 月 日 () 時 分 から 年 月 日 () 時 分 まで				
利 用 施 設				利用予定人員 人		
使 用 料	施設使用料	冷暖房使用料	合 計			
	円	円	円			
使 用 料 減 免 申 請	三次市長 様 上記の施設利用について、使用料の減免を 申請します。 (申請理由)			認 定	該当条項 号適用 全 免 減 免 減免額 /100 備 考	
	申請者住所(住所) (名前) 印					

様式第2号（第3条，第6条関係）

生涯学習センター利用許可書		第 号 年 月 日	
次のとおり三次市		生涯学習センターの施設の利用を許可します。 三次市教育委員会教育長 印	
申請者	住所(所在地)	住所	
	団体名	利用責任者	
	名前(代表者)		名前
	電話番号		連絡先 電話
利用目的 (行事名等)			
利用期間	年 月 日 () 時 分 から 年 月 日 () 時 分 まで		
利用施設		利用予定人員 人	
使用料	施設使用料 円 冷暖房使用料 円 合計 円		
使用料減免	上記の施設利用について，使用料の減免を認定します。 (減免理由) 三次市長 印	該当条項 号適用 全 免 減 免 減免額 /100 備 考	

様式第3号（第4条関係）

生涯学習センター利用変更申請書 第 号 年 月 日 三次市教育委員会教育長 様 利用許可書第 号により許可を受けた三次市 生涯学習センターの施設の 利用を次のとおり変更したいので許可くださるよう申請します。			
申請者	住所(所在地)	利用責任者	住所
	団体名		名前
	名前(代表者)		連絡先 電話
	電話番号		
利用目的 (行事名等)			
利用期間	年 月 日 () 時 分 から 年 月 日 () 時 分 まで		
利用施設			利用予定人員 人
使用料	施設使用料 円	冷暖房使用料 円	合計 円
使用料減免申請	三次市長 様 上記の施設利用について、使用料の減免を 申請します。 (申請理由) 申請者(住所) (名前) 印	認 定	該当条項 号適用 全 免 減 免 減免額 /100 備 考

様式第4号（第4条関係）

生涯学習センター利用変更許可書		第 号 年 月 日	
利用許可書第 号により許可した三次市 生涯学習センターの施設の利用を次のとおり変更することを許可します。			
三次市教育委員会教育長		印	
申 請 者	住 所(所在地)	利 用 責 任 者	住 所
	団 体 名		名 前
	名 前(代表者)		連絡先 電話
	電話番号		
利 用 目 的 (行事名等)			
利 用 期 間	年 月 日() 時 分 から 年 月 日() 時 分 まで		
利 用 施 設			利用予定人員 人
使 用 料	施設使用料 円 冷暖房使用料 円 合 計 円		
使 用 料 減 免	上記の施設使用について、使用料の減免を許可します。 (減免理由) 三次市長 印	認 定	該当条項 号適用 全 免 減 免 減免額 /100 備 考

様式第5条（第7条関係）

生涯学習センター使用料還付申請書		年 月 日
三次市教育委員会教育長 様		
次のとおり三次市、生涯学習センター使用料の還付を申請します。		
申請者	住所(所在地)	住所
	団体名	名前
	名前(代表者)	連絡先 電話
	電話番号	
利用目的 (行事名等)		
利用期間	年 月 日 () 時 分 から 年 月 日 () 時 分 まで	
利用施設		使用料納付額 円
使用料還付理由		

太線内に記入すること。

納付済使用料金	円	年 月 日納付	確認 印
	円	還付適用条項	
還付額	円	第 条 第 項 第 号 適用	
使用料合計	円		

